

資料 3 - 1

平成 22 年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進
臨時特例交付金の交付について（厚生労働省→都
道府県）

平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の交付について（厚生労働省→都道府県）

交付の対象

「ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領」に基づいて、都道府県が行う基金の造成に必要な経費を交付の対象とする。

適用

平成22年11月26日（平成22年度補正予算成立日）

厚生労働省

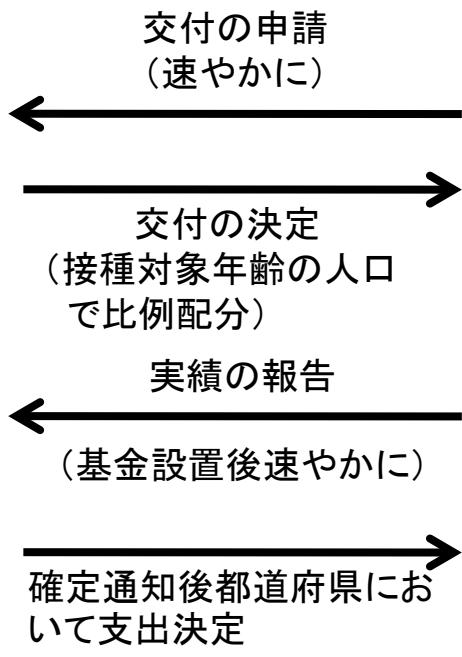
補正予算額(国費ベース)	1,085億円
○ワクチン接種緊急促進事業	1,080億円
・子宮頸がん予防ワクチン	344億円
・ヒブワクチン	302億円
・小児用肺炎球菌ワクチン	434億円
○事務費	5億円
・都道府県	1億円
・市町村	4億円

都道府県

ワクチン接種緊急促進基金 (条例)

- ワクチン接種緊急促進事業
 - ・子宮頸がん予防ワクチン
 - ・ヒブワクチン
 - ・小児用肺炎球菌ワクチン
- 事務費
 - ・都道府県分
 - ・市町村分

※ワクチン接種緊急促進事業と事務費で経費の配分変更を行ってはならない
※ワクチン接種緊急促進事業又は事務費の中においては自由に配分変更できる



交付額の算定方法

交付額は以下により算出する（算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には切捨て）。

- ① 表の第2欄の種目ごとに、第3欄の基準額に第4欄に掲げる補助率を乗じる。
- ② ①により算出された額の合計額を交付額とする。

1区分	2種目	3基準額	4補助率
ワクチン接種緊急促進事業	子宮頸がん予防ワクチン	$68,729,257 \text{ 千円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における13歳～16歳の女性の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における13歳～16歳の女性の和}}$	1/2
	ヒブワクチン	$60,468,012 \text{ 千円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}$	1/2
	小児用肺炎球菌ワクチン	$86,724,916 \text{ 千円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和}}$	1/2
事務費	都道府県分	5,720千円	1/2
	市町村分	$881,283 \text{ 千円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和及び13歳～16歳の女性の和}}{\text{全都道府県の平成17年度国勢調査報告における0歳～4歳の和及び13歳～16歳の女性の和}}$	1/2